

○ もうかる漁業創設支援事業実施要領（平成21年4月1日付け20水管第2906号水産庁官通知）一部改正新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
第2－3 助成金の交付等（第1の1の <u>(5)</u> のイの事業） 交付等要綱第3の1の（2）のアの（ウ）及び（エ）に規定する助成金については、その交付は以下によるものとする。 1．2 （略）	第2－3 助成金の交付等（第1の1の <u>(6)</u> のイの事業） 交付等要綱第3の1の（2）のアの（ウ）及び（エ）に規定する助成金については、その交付は以下によるものとする。 1・2 （略）

附 則（令和8年1月26日付け7水推第1638号）

この通知は、令和8年1月26日から施行する。